

亀山市告示第154号

亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月5日

亀山市長 櫻井義之

亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業実施要綱（令和4年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事業の実施) 第2条 市は、重層的支援体制整備事業を実施するほか、 <u>法第106条の4第5項</u> の規定により重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を社会福祉法人亀山市社会福祉協議会に委託するものとする。	(事業の実施) 第2条 市は、重層的支援体制整備事業を実施するほか、 <u>法第106条の4第4項</u> の規定により重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を社会福祉法人亀山市社会福祉協議会に委託するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。